

令和元年度(2019年度)10月以降の2号、3号認定子どもに係る利用者負担額(保育料)について

[対象施設：保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業(小規模保育事業等)]

本市の利用者負担額(保育料)							
階層区分		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税のうち 均等割のみの課税世帯	6,800 [ 3,400 ]	6,700 [ 3,350 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]
	〔うち、ひとり親世帯等〕	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]
D 1	48,600円未満	8,200 [ 4,100 ]	8,100 [ 4,050 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]
	〔うち、ひとり親世帯等〕	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]
D 2	48,600円以上 58,000円未満	10,000 [ 5,000 ]	9,900 [ 4,950 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]
	〔うち、ひとり親世帯等〕	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]
D 3	58,000円以上 67,000円未満	12,800 [ 6,400 ]	12,600 [ 6,300 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]
	〔うち、ひとり親世帯等〕	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]
D 4	67,000円以上 97,000円未満	16,400 [ 8,200 ]	16,200 [ 8,100 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]
	〔うち、77,100円以下かつ ひとり親世帯等〕	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]
D 5	所得割課税世帯 97,000円以上 103,000円未満	19,600 [ 9,800 ]	19,300 [ 9,650 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]
D 6	103,000円以上 140,000円未満	24,600 [ 12,300 ]	24,200 [ 12,100 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]
D 7	140,000円以上 169,000円未満	33,000 [ 16,500 ]	32,500 [ 16,250 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]
D 8	169,000円以上 257,000円未満	42,000 [ 21,000 ]	41,300 [ 20,650 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]		
D 9	257,000円以上 301,000円未満	51,200 [ 25,600 ]	50,400 [ 25,200 ]				
D 1 0	301,000円以上 335,000円未満	59,200 [ 29,600 ]	58,200 [ 29,100 ]				
D 1 1	335,000円以上 397,000円未満	67,200 [ 33,600 ]	66,100 [ 33,050 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]	0 [ 0 ]
D 1 2	397,000円以上 472,000円未満	77,200 [ 38,600 ]	75,900 [ 37,950 ]				
D 1 3	472,000円以上	87,200 [ 43,600 ]	85,800 [ 42,900 ]				

※ 利用者の年齢は、毎年度4月1日の前日の年齢により区分します。

【留意事項】

- 1 保育料算定のもととなる市町村民税額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除の税額控除をする前の税額となります。
- 2 同一世帯において2人以上の就学前児童が多子軽減カウントの対象となる施設・事業を利用する場合、第2子カウントの対象となる児童の保育料は[ ]内の金額、第3子カウントの対象となる児童の保育料は無料になります(多子軽減)。多子軽減の詳細については、裏面を必ずご確認ください。
- 3 都道府県から政令指定都市への税源移譲に伴い、平成30年度分から政令指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更されています。政令指定都市に住所を有する方とそれ以外の方との公平性を保つために、政令指定都市での市民税課税状況を基に本市保育料を決定する場合、税源移譲前の金額になるよう、8%で算出された所得割額に6/8を乗じて保育料を算定します。
- 4 ひとり親世帯等の詳細については、裏面をご覧ください。なお、3歳未満児のD4階層のうち、77,101円以上のひとり親世帯等については、保育料が無料にはなりません。ご注意ください。
- 5 市内市立保育所及び市内市立認定こども園(保育部分)においては別途、給食費(3歳以上児の児童)、延長保育料(延長保育を利用された場合)を徴収します。その他の施設を利用される場合は、直接、各施設にお問い合わせください。

**1 保育料の算定については、以下の市町村民税額を基に算定します。**

- (1) 平成31年4月～令和元年8月の保育料については、平成30年度（平成29年中の収入）市町村民税額
- (2) 令和元年9月～令和2年3月の保育料については、令和元年度（平成30年中の収入）市町村民税額

**2 同一世帯において2人以上の就学前児童が幼稚園等を利用する場合など、以下の(1)～(3)に該当する場合には、3歳未満児に係る保育料を軽減・減額します。**

- (1) 同一世帯において2人以上の就学前児童が、以下の(ア)～(ウ)に掲げる多子軽減カウントの対象となる施設・事業を利用する場合（多子軽減）

3歳未満児に係る保育料を「◆適用する保育料」のとおりとします。

**◆ 多子軽減カウントの対象となる施設・事業**

- (ア) 特定教育・保育施設等…認可保育所、幼稚園（市町村が保育料を決定する幼稚園）、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育等）、企業主導型保育事業
- (イ) 幼稚園（子育てのための施設等利用給付の支給対象となる幼稚園）
- (ウ) 特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

**◆ 適用する保育料について**

- (I) 多子軽減カウントの対象となる施設・事業を利用する子どものうち、最年長の子ども（保育認定を受け保育所や認定こども園を利用し、3歳未満児の保育料が適用される子どもに限る）は、徴収金額表の**各階層区分欄の上段に掲げる金額**となります。
- (II) 多子軽減カウントの対象となる施設・事業を利用する子どものうち、2番目に年齢が高い子ども（保育認定を受け保育所や認定こども園を利用し、3歳未満児の保育料が適用される子どもに限る）については、徴収金額表の**各階層区分欄の「1」内に掲げる金額**となります。
- (III) 多子軽減カウントの対象となる施設・事業を利用する子どものうち、3番目以降に年齢が高い子ども（保育認定を受け保育所や認定こども園を利用し、3歳未満児の保育料が適用される子どもに限る）については、**無料**となります。

※世帯の市民税所得割額が57,700円未満の世帯については、上記の多子軽減カウントの対象となる施設・事業の利用の有無、年齢にかかわらず、生計を一にする子どもを多子軽減のカウント対象とします。

なお、生計を一にするとは、子どもが保護者と同居している（住民票の住所が同じ）場合だけでなく、大学在学等で別居している（住民票の住所が別）場合であっても、常に生活費、療育費等の送金をしている場合は生計を一にしているとみなすことがあります。住民票が別の場合は、書類の提出が必要です。詳細は保育幼稚園室までお問い合わせください。

※上記(イ)・(ウ)の施設を兄・姉が利用されている場合、当該施設を利用していることが分かる書類（在園証明書）の提出が必要です。（ウ）の施設を弟・妹が利用されている場合、(2)の多子減額の項目をご参照ください。）

- (2) (1)以外に、以下の(I)～(II)に該当する場合（多子減額）

減額申請された月の翌月（4月及び9月の申請については、当月分）から3歳未満児に係る保育料を減額します。

- (I) 同一世帯において特定教育・保育施設等を利用する児童の弟・妹が、多子軽減カウントの対象となる施設・事業の(ウ)を利用する場合
- (II) 同一世帯において特定教育・保育施設等を利用する児童の兄弟姉妹が、児童福祉法第27条第1項第3号に定める施設等（小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）に措置を受けて入所する場合

※減額を受けるには、申請が必要です。

※申請方法、減額の内容等については、保育幼稚園室にお問い合わせください。

- (3) C～D4階層で、ひとり親世帯等の条件に該当する場合（ひとり親世帯等軽減）

ひとり親世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯で、世帯の市町村民税額所得割額が77,100円以下の場合、当該世帯の3歳未満児全員の保育料が**無料**となります。

※在宅障がい児（者）のいる世帯とは、以下の(ア)～(オ)に該当する**同居の世帯員**がいる場合をいいます。

- (ア) 身体障がい者手帳の交付を受けた者
- (イ) 療育手帳の交付を受けた者
- (ウ) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (エ) 特別児童扶養手当の支給対象児
- (オ) 国民年金の障がい基礎年金の受給者

※在宅障がい児（者）がいる世帯に該当する場合は、その事由を証明する書類（(ア)～(ウ)手帳の写し、(エ)受給証書の写し、(オ)改定通知書の写し）の提出が必要です。

**3 利用者が、次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合における保育料は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額となります。**

事 由	徴 収 金 額
(1) 月の途中で特定教育・保育等の利用を開始し、又は廃止した場合で、利用期間が15日以内であるとき	その月分の2分の1の金額
(2) 利用者の疾病その他やむを得ない事由によりその月内で引き続き特定教育・保育等を15日以上欠席したとき	
(3) 特定教育・保育等の利用を廃止する日が利用を開始した日の属する月の翌月に属する場合で、利用期間が15日以内のとき	1月分の2分の1に相当する金額
(4) 特定教育・保育等の利用を廃止する日が利用を開始した日の属する月の翌月に属する場合で、利用期間が15日を超え30日以内のとき	1月分に相当する金額
(5) 前号の場合で、かつ、利用者の疾病その他やむを得ない事由によりその月内で引き続き15日以上欠席したとき	1月分の2分の1に相当する金額

**4 課税額等の変更による現年度の保育料変更の申出期限については、当該年度末日までとなります。この期限を過ぎての変更は一切できませんので、ご注意ください。**

**5 保育料については、年度末の公定価格(給付単価)の改定により、変更になる可能性があります。**